

令和3年9月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年9月9日(木)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和3年9月9日(木) 午前 8時59分
散 会 日 時	令和3年9月9日(木) 午後 3時50分
委 員 長	永 沼 博 昭
委員会出席委員	
委 員 長	永 沼 博 昭
副 委 員 長	小 泉 晋 史
委 員	羽 鳥 健 大 塚 佳 之 坂 本 国 広 諏 訪 三 津 枝
委員会欠席委員	なし
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	1名

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 8 2 号	鴻巣市消防団給与条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 3 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 4 号	令和 3 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 8 8 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計決算認定について のうち本委員会に付託された部分	認 定
第 8 9 号	令和 2 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計 決算認定について	認 定
第 9 4 号	令和 2 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決 算認定について	認 定

委員会執行部出席者

危機管理監 関 口 泰 清
危機管理課長 金 子 学

(市民生活部)

市民生活部長 田 口 千 恵 子
市民生活部副部長 関 根 則 男
自治振興課長 伊 藤 正 一
市民課長 新 井 隆 司
市民課副参事 川 又 敦 子
国保年金課長 野 口 豊 和

(環境経済部)

環境経済部長 飯 塚 孝 夫
環境経済部副部長 高 坂 清
環境経済部副部長 外 島 洋 志 男
環境課長 長 澤 和 弘
環境課副参事 高 橋 亮 介
農政課長 山 崎 淳 一
環境経済部副部長兼農業委員会事務局長 堀 越 延 年
商工観光課長 清 水 健 紀
道の駅整備プロジェクト課長 秋 山 信 行
道の駅整備プロジェクト副参事 福 智 秀 一

吹上支所副支所長 大 島 和 之
吹上支所市民グループリーダー 加 藤 勝 美
川里支所副支所長 吉 田 勝 彦

書記 岡 田 和 弘
書記 小 林 美 奈 子

(開会 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。羽鳥健委員と諏訪三津枝委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第82号 鴻巣市消防団給与条例の一部を改正する条例、議案第83号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第84号 令和3年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第88号 令和2年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第89号 令和2年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、議案第94号 令和2年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定についての議案6件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第82号の条例の一部改正について、次に議案第83号、一般会計補正予算、次に議案第88号の一般会計決算認定について審査を行います。次に、市民生活部に係る特別会計の補正予算及び決算の議案第84号、議案第89号、議案第94号について、議案番号順に審査を行います。審査は、全て執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第88号については、歳入と歳出は直接関連していることから、歳入歳出を一括して説明をし、質疑、討論、採決を行いたいと思います。また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予算及び決算については、予算書及び決算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第82号 鴻巣市消防団給与条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(危機管理課長) 議案第82号 鴻巣市消防団給与条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

これは、行政手続の簡素化を図るため、申請書等の押印見直しの基本方針に準じて、消防団員が災害出動や訓練など、消防団活動をした際に出動の日時、場所、人数等を分団長が提出する消防団員出動報告書の様式について押印を不要とするものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(大塚) それでは、82号について何点か伺いたいのですが、本来今回の条例改正というか、いわゆる印鑑の省略ということで、これについて異論があるわけではありません。なかなか消防団に関するいわゆる質疑といいますか、やり取りをする機会がないものですから、消防団に関わる条例が幾つか示されている中で、関連する部分として幾つか確認をしながら質問をしていきたいと思えます。

まず、鴻巣市消防団の設置等に関する条例の中の第2条、消防団の設置、名称及び区域というのがあります。その第2条の2項の中で消防団の名称の後に所轄区域という表現があるのです。「所轄区域は鴻巣市全域とする」と書いてあります。私は、残念ながら消防団の経験ないのですが、いわゆる所轄する区域と実際に活動する区域、どのように捉えて、それぞれの違いがあるのかどうか、この点を伺います。

(危機管理課長) お答えいたします。

鴻巣市消防団の管轄区域は、鴻巣市消防団設置等に関する条例第2条第2項のとおり、鴻巣市全域と定めております。鴻巣市消防団の権限の及ぶ範囲を管轄区域と申しております。活動区域は、消防団が災害対応により実際に活動する範囲を意味しており、活動範囲は被害の状況等により範囲が変わってまいります。

以上でございます。

(大塚) 他の市域とのいわゆる隣接というか、近隣の市町村、そちらとも時折見るとまちを越えて、市を越えて活動の範囲ということで、相互協力というのですか、活動しているところも見受けられるのですが、あくまでもそれも含めて市外の部分も含めた活動区域という認識でよろしいでしょうか。

(危機管理課長) そのとおりでございます。管轄区域外を出る場合においては、消防組織法、消防団規則によってルールが定まっております。それに基づいて活動するような形になっております。以上でございます。

(大塚) 続いて、2点目であります。同じく条例の中の鴻巣市消防団条例というのがありまして、第2条には任命という表示があります。第2条の1項の(1)、(2)にそれぞれ表記はされていますが、いわゆる消防団員としてふさわしい方がそれに当たるというふうに読み取れると思います。さらに、その後に第3条、定員というのがありまして、定員については441人以内となっています。現行どのぐらいのまず団員数があるのか、定数ぎりぎりなのか、それともかなり少ない全体の団員数なのか、まず数について伺います。

(危機管理課長) まず、本日現在の団員数ですが、391名です。441名の根拠につきましては、平成17年の1市2町の合併に伴い、消防団の統合が進められ、旧鴻巣市消防団の定数233名、吹上町消防団の定数145名、川里町消防団の定数63名の合計が現在の鴻巣市消防団の定数となっております。

以上でございます。

(大塚) そうすると、441と391という数字の違いを単純に計算すると50人ですかね。ということは、本来441が望ましい中で50人減という現状であります。これについては、なかなか消防団員の募集というか、拡大を図っても難しいところがあると思うのですけれども、これについてはふだんの業務の中で消防団員の補充について何か手だてを取っているのかどうか、そこら辺はいかがでしょうか。

(危機管理課長) 消防団員の確保におきましては、私ども事務方では鴻巣市自治会連合会の役員会においてお願いをしております。また、各地区の地区自治会連合会においても、私ども出前講座、それから折を見て消防団員の確保について自治会長等においてお願いをしております。また、各分団長は、日頃から自治会長と綿密な連携を取っておりますので、そういった中で団員の確保ということをお願いしております。

以上でございます。

(大塚) この消防団員に関しましては、本日これから予定されている決算認定の中にも一部関わる場所が出てきますので、その中でこれ以降については伺いたいと思います。

続きまして、3点目、今回条例改正に関わる部分だと思いますが、鴻巣市消防団給与条例であります。第3条には費用弁償が示されています。第3条の中で金額が提示されているのですが、出動日当を1回につき2,000円、それから警戒とか訓練等については1回1,000円が支給額と定められています。まず、この1,000円、2,000円の根拠、それから今の時代の中でこの金額が妥当かどうか、これについてお伺いをいたします。

(危機管理課長) お答えします。

まず最初に、2,000円、1,000円の根拠でございますが、こちらも平成17年の1市2町の合併に伴い、各市町の消防団の出動手当の金額及び出動基準を基に各市町の消防団本部と協議を行い、現在の災害の職務に従事したときは1回2,000円、警戒、訓練等の職務に従事したときは1,000円といたしました。

また、この金額についてですが、近隣市町は分団単位の訓練や会議等では支給されておられません。訓練や警戒で従事する場合においても、最低時間などが設けられている場合がございます。鴻巣市では、分団単位の訓練や会議でも支給しており、従事する時間の最低範囲も規定もございませんので、他市と比較しても支給額が特別低いということではございませんので、妥当であると考えております。

以上でございます。

(大塚) 特に出動日当の対象となる活動の中で、場合によると火災発生

からかなり長時間そこでいわゆる鎮火をして、その後の後始末の一部まで含めて活動をされているのが一般的だと思うのです。そうすると、この1回当たりの2,000円というのは、今の時代にどうなのだろうなというのがちょっと気になるのです。今答弁があった平成17年ということは、今から16年ぐらい前になるわけですから、これについてはやはり、ほかのまちに比べて金額は妥当だという解釈もあると思うのですが、私どこか一度テーブルに上げて再度検討したほうがいいのかなど。検討した結果、これで妥当だということであれば、それはそれで有効だと思うのですけれども、今後において金額について検討するような余地があるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

（危機管理課長）お答えいたします。

こちらについてですが、現在、国、消防庁では、消防団員の処遇等に関する検討会を立ち上げ、消防団員の処遇の在り方について中間報告がまとめられております。特に災害出動手当について指摘がされております。こちらについて県内でもこの報告書に基づいて議論が進められております。消防団員の意見や近隣市町の動きを見ながら、消防の出動手当、災害時における出動手当について、時間制を設けるなど検討してまいりたいと今進めているところでございます。

以上でございます。

（大塚）同じ給与条例の中の第2項に出ている部分について、最後の質問になりますが、「消防団員が公務のため市外に旅行したときは」という表現なのです。旅行という表現について伺うのですが、どうも私違和感を感じるのですけれども、例えば市外に出向いたときはとか、一般的にはそれがいいのかなと思うのですけれども、どうも旅行というのが、ここの文だけがどうなのかなという感じはするのですが、この違和感を感じたということについては、担当課としてはどのように理解をされているでしょうか。

（危機管理課長）お答えいたします。

こちらの旅行という表現についてですが、国家公務員等の旅費に関する法律においても「公務のため旅行をする国家公務員等」という表現がさ

れております。また、鴻巣市職員等の旅費に関する条例等、鴻巣市で制定している費用弁償に関する条例についても同様の表現となっておりますので、特に違和感ということではなく、このような表現を使ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第82号 鴻巣市消防団給与条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) すみません。通告はしておりませんが、何点か。

まず、ページでいいますと31ページでございます。環境課のごみ処理施設等の整備基金積立金でございますが、新ごみ処理施設、多額の費用がかかるので、積み立てるというご説明がございましたが、現在白紙にな

っているわけなのですけれども、多額というのは何を根拠に多額ということで積立てをするのかということがまず1点目でございます。

その下の危機管理課でございますが、水道事業の今回もまた第2弾ということで基本料金の免除をするということでございますが、その期間、いつからいつまでの2か月間なのかということと、コロナがいつ収束するか分からないような状況なのですけれども、その2か月間だけで事が足りるのかということも含めて期間をお願いいたします。

次に、33ページです。商工観光課でございますけれども、一連のイベントがコロナ禍で中止になり、減額ということに併せて、その下に観光事業者支援事業が今回補正でということでございますけれども、内容なのですけれども……

(一問一答の声あり)

(諏訪) 失礼しました。では、一問一答。

(最初のの声あり)

(諏訪) はい、最初のだけお願いします。

(委員長) すみません、一問一答ということで質問をお願いいたします。そうしましたら、最初のごみ処理施設の関係ですね。よろしくお願いいたします。

(環境課長) お答えいたします。

ごみ処理施設等整備基金積立金のほうなのですけれども、先ほど部長からもお話をさせていただきましたとおり、3人の首長が今後中部環境保全組合を事業主体としてこの事業を進めていくということで……

(ちょっとマイク近づけてもらっていいですかの声あり)

(環境課長) すみません。先ほど部長からもお話のほうさせていただいたのですけれども、今後、鴻巣市、北本市、吉見町で埼玉中部環境保全組合を事業主体として新たなごみ処理施設の建設を行っていくということで、今後基本合意が交わされる予定ということをお話しさせていただきました。現在この積立金というのを平成27年度に基金の積立て条例を制定させていただいて、前回残念ながら白紙になってしまいましたけれ

ども、3市で行っていた組合での規模をベースに、幾らを目標ということではないのですけれども、多額な費用をいきなり負担できないということで、積立てができるときに積立てをしているものになります。以上です。

（諏訪）白紙になった新ごみ処理施設なのですが、最終的には600億と言われていた額だったと思われるのです。今回は、構成の割合も変わってくるかと思いますが。といいますのは、今までは行田市だったのですが、行田市と吉見町の人口割合なども全く違いますので、そうなるとごみの量も当然2市1町になるということであれば、ごみ量や、そういったものを少なく今後は算出していかなければならないでしょうし、またごみの量が少なければ当然燃やす施設も小規模にする必要があるのかなというふうに感じてはいるのです。そういった中で、前回と、前回600億と言われていましたけれども、新たなごみ処理施設はどのぐらいの規模を予定しているのかということと、あと積立てはどのぐらいまでする予定なのかを今の段階でお聞かせください。

（環境課長）お答えします。

現在、先ほども申し上げたのですけれども、現時点では基本合意を交わす予定ということをお話しさせていただきまして、今後整備する施設の規模であるとか、そういったものに関しては、今後事業主体で検討が行われて決定していくものだと考えておりますので、現時点ではどれぐらいの規模というのはちょっとお答えするのは難しいのかなと考えております。

また、負担金のほうについても、どれぐらいの規模のものを造る予定というのがまだはっきり分かっておりませんので、目標額についてはお幾らということについては、申し訳ないのですけれども、ここで答えはできないのですが、先ほども説明させていただいたとおり、積立てをできる状況のときに積立てを行っていきいたいという考えがあります。また、先ほど委員のほうから611億というお話が出たのですけれども、あくまでも建設費と運営費を合わせて611億ということでご理解いただけているものと考えております。

以上です。

（諏訪）今までの様々な予定されていたものが全く白紙ということですので、その600億に全く私もこだわりませんが、今回の補正予算の5,000万というのは、余裕のあるときに積み立てるのだというお話でしたけれども、今の予算状況の中で5,000万円がそうしますと基金として妥当な金額だということによろしいのでしょうか。

（環境経済部長）それでは、再々質問にお答えします。

一般的に今までの基金の積立てというのは、1億円をベースに予算を計上してまいりました。今回の令和3年度の当初予算は5,000万を計上ということで、当初予算、コロナの関係もありまして、歳入が少なく、なかなか厳しいという中で、財政と相談しながら当初予算を組んだわけですが、そのとき1億円が組めなかったということがございます。その中で、9月の決算を迎えた中で、財政と相談した中で若干の余裕があるということで、当初組もうと思っていた1億円にそろえる形で5,000万を計上し、年度の1億円にしたということがございます。

以上です。

（諏訪）では、次の同じページの危機管理課です。水道料金の基本料金の免除ということがございますけれども、これ昨年も行っていたいて、市民からは本当に助かるという声が聞かれておりました。今回も取りあえず2か月なのか、それともその先もコロナの状況によっては延長することもあるのかということを含めて、期間をまずお聞かせください。

（危機管理課長）まず、実施時期についてですが、令和3年10月検針、それから11月検針になります。10月検針分は、11月に請求されるものになります。11月検針分は、12月の請求になるものがございます。

以上でございます。

（諏訪）今回補正で2か月分ということがございますけれども、状況によってはその後も続く予定があるかどうか伺います。

（危機管理課長）お答えいたします。

現在のところ予定はございませんが、感染状況によってまた検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（諏訪）その感染状況を判断する上での指標は何でしょうか。

（危機管理課長）こちらの補正をするに当たりまして、市民アンケートを基にしております。それら総合的に、感染状況、経済状況、それらを踏まえて判断することとなると思います。

以上でございます。

（諏訪）既に1年半以上コロナ禍におきまして、やはり市民の生活状況というのは大変苦しい状況の中にあると思います。昨年行われた水道料金の免除のときと、現在感染そのものも広がってはおりますけれども、この経済状況がいい方向にはなかなかすぐにはいかないというふうに感じているわけなのです。ですので、感染状況の中に含めて市民の方々の経済状況もやはり加味するべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

（危機管理課長）お答えいたします。

そのとおりであると思っております。それら総合的に判断して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（諏訪）では続きまして、33ページでございます。観光事業者支援事業でございますけれども、こちらのほうは前回も行ったいわゆる観光バスがコロナ禍で動いていないよと事業者のほうから悲鳴のような声が上がって行ったということの第2弾だと思っておりますけれども、そうしますと前回と同じように例えば日帰り旅行のバスにを使った場合だとか、あとはそれを事業者に対し補助するのだとか、今回は利用された市民の方にも手土産というふうに聞こえたのですけれども、そういったものも考えているということなのですが、これは今の感染の広がりから見ると、いわゆる政府が行ったGo To Travelの地方版のように私は感じるのですが、今の段階でこれが果たして感染状況を広げてしまうのではないかという懸念があるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

（商工観光課長）ご心配もつともなことだと考えております。ただ、飲食業に続いて、旅行業と、あとは一般旅客バス会社、こちらにつきまし

ては被害も2番目に多いというようなお話も伺っていますので、商工振興としましてはこちらの事業者の方にまず支援等を行いたいというところを考えているところです。

次に、バスに関しましては、15分ですか、ぐらいで換気が、循環、空気の入替えが変わるというようなことで、バスについては通常でも運行しているところでもございますので、こちらについても心配についてはかなり低いものというふうに考えております。

以上です。

(諏訪) バス会社に補助をする、いわゆる内容なのですけれども、例えば日帰りでどこまでだとか、そのエリアが決まるのかとか、あとはどのぐらいの数を予定しているのかということをお伺いします。

(商工観光課長) 日帰りツアーの範囲というのは、バス会社の方でツアー組んでいただくというところがございますので、特にこちらのほうから指定等はしてございません。

なお、予算につきましては、日帰りにつきましては50本程度、宿泊については20本程度ということで今予算のほうを計上させていただいているところです。

以上です。

(諏訪) 日帰りですと行けるところもある程度限られてくるかなとは思いますが、いわゆる1都3県が感染の爆発を起こしているところがございますけれども、例えば東京見物に行くなんていう日帰りはあり得ないとは思いますが、バス会社任せではなくて、ある程度企画そのものも少しは市のほうで内容を確認をしたりはすることになるのでしょうか。

(商工観光課長) 今回補助をするに当たりましては、先に申請していただく形になります。その中で、こういったバスツアー、行程表ですとか、そういうものも併せて提出していただくというところで、こちらのほうで内容については確認しているというところがございます。

(環境経済部長) ちょっと補足をさせていただきます。
観光事業者というのは、皆さんご承知のとおり、大変厳しい状況という

のがずっと続いているわけです。それで、特にこのバス事業者というのは、なかなかツアーが組めないというようなことで大変厳しい状況です。前回も行ったわけですがけれども、やっぱり日帰り等がちょっと多かったりというようなこともありました。今回この時期にこの補正を上げたというのは、開催、この対象期間というのが11月から1月ということで、ある程度コロナのワクチンの接種が行き届いて、ある程度安定している時期というのを予想しているわけです。そこで、この時期にこの補正をしておかないと、その時期の補助事業ができないというふうなことで、このような時期に補助を組んでしっかりと観光事業者を救済していくというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）では、次の同じページでございますが、このすぐるめプラス応援事業でございます。こちらのほうのこのすぐるめ、いわゆるプラスしてほかの生活用品なども含めた事業者ということでございますけれども、前回行って、例えば自治会に入られていない方だとか、それからいわゆる「広報かがやき」が届かない方がいらっしゃって、公民館などで実際に名前を書いてグルメ券を入手したということがあったと思えますけれども、今回のグルメ券の手渡し状況はどんなふうにお考えなのか伺います。

（商工観光課長）今回も同じように鴻巣市役所商工観光課の窓口、商工会の窓口、併せて川里、吹上、両支所、あと公民館ですとか、あとはコミュニティセンターですか、そちらのほうについて設置して配布等について努めてまいりたいと考えております。

以上です。

（諏訪）その周知の仕方ですがけれども、実際にかがやきが届かないような方は知ることができなくて、口コミで、あら、あそこでもらえるわよというようなことで頂きに行ったことも見受けられました。ですので、周知、お店にグルメ券をお持ちになればみたいなのがきっと貼られるかもしれないのですがけれども、全市民にやはり公平にグルメ券が手渡せるということを念頭に配布体制をしていただければと思えますけれども、

周知方法どのようになりますか。

（商工観光課長）周知方法でございますけれども、今お話しいただいたように広報等に配布するというのがまず皆さんに一番広く手元に届く方法だと思っております。それ以外にやはりお店のほうに、今ご指摘いただいたように、グルメクーポン券使えますよというようなポスター掲示等貼らせていただくということ、あとホームページですとかSNSとか、そちらのほうについて周知等に努めてまいりたいと思っております。

（諏訪）周知方法なのですけれども、どうしても高齢者の方々はホームページにもなかなかたどり着けない、ましてやSNSやらないという方がとても多いのですけれども、ポスターを見て、ではどこに行くのかと、そこで右往左往してしまうと思うのですけれども、その辺をどのようにカバーしたらよろしいのでしょうか。

（商工観光課長）やはり高齢者の方の利用というのが一つ大きな課題というふうには考えておりますけれども、これまで以上に皆さんに使っていただくようにポスターをさらに大きなものにするですとか、またはSNSですとか、そういったものもまたさらに強化して広報等に努めていきたいと思っております。

以上です。

（坂本）ページは19ページで、自治振興課、一般コミュニティ助成事業の当初予算が500万で、2件だったのを1件やらなかったので、250万の減ということの説明を受けました。一般コミュニティ助成事業のもともとの内容、これを伺います。

（自治振興課長）お答えします。

コミュニティ助成事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品などに対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実、強化を図り、地域の社会の健全な発展と住民福祉の向上に期する事業でございます。具体的には自治会などとかの備品の整備とか、そういうものをもし購入する場合につきまして、宝くじ財団の余ったお金で補助が受けれるという制度でございます。

以上でございます。

(坂本) これ場所はどこだったかというのは教えてもらえるのですか。どこが実施されて、どこが実施されなかったというのは大丈夫ですか。

(自治振興課長) お答えします。

令和2年度、吹上の筑波町内会と鴻巣地区の松原会館運営委員会の2団体を申請をしました。申請した結果、筑波町内会が採択されまして、松原会館運営委員会は採択されませんでした。

以上でございます。

(坂本) そうすると、これ予算は500万で載っていたけれども、採択されなかったから減ったと、そういうことですか、この内容は。ちょっと確認です。

(自治振興課長) 予算は、補助1件上限250万でございますので、その2件分ということで500万計上しておりました。それで、採択されました筑波町内会が250万ということで決定しましたので、500万引く250万で残りの250万を減額したというところでございます。

以上でございます。

(坂本) これは、1つの市で大体1件というのが一般的なのですか。そこも確認。

(自治振興課長) 他市の例を見ますと、2件採択される場所もあれば、もちろん1件採択するところ、これはまちまちでございます。

(坂本) どうなっているのですか、鴻巣市の採択のされ方というのは。

(自治振興課長) 過去に2件採択されたケースはございますが、ここ3年間は1件の採択でございます。

以上です。

(坂本) この内容については、自治会長さんとかはしっかり把握していて、備品買うとか、そういうものについて希望があるところは言うてくださいますかと、そういう周知の仕方とか自治会長さんが理解しているか、分かっているかというのはどうですか、その辺は。

(自治振興課長) この制度を使って備品を整備した場合には、「広報かがやき」で宝くじ財団のお金を使って自治会とかの備品とかを整備しましたということで周知をして、それを各自治会も見てください。

て、希望があるところは順次ご相談を承っているというところでございます。

（坂本）自治会長さんも2年に1度ぐらいで替わってしまっているところもあるので、その辺はもしかすると本当に必要な自治会が使えるようにしてあげたら。ただ、鴻巣市内でも全体で1件だから、多分順番でいうと何年かかるかということもあるだろうし、運もあるかもしれないけれども、その辺はよくよくお伝えしてもらえたらと思うのだけれども、どうでしょうか。

（自治振興課長）その点についてもご理解はしているのですが、今言ったように自治会長が2年、何年かに替わってしまったりすると、また逆に一方でいえば方針が2年に1遍変わってしまうというところもあったりとかするのが実情でございます。ですが、今自治振興課のほうでストックというか、相談を受けている案件としまして、3団体から相談をもう受けておりますので、それに対して順次対応をしていくという形になります。

以上でございます。

（委員長）1時間になりましたので、暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時54分）



（開議 午前10時17分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（坂本）集会所の建設とか、そういうものもたしかこれに含まれていたとは思いますが、これの内容でしたっけ。ちょっと確認です。

（自治振興課長）集会所の建設については、また県の別メニューでございまして、あくまでもこの助成金につきましてはコミュニティー団体であります自治会とかの備品の整備に充てられる助成金でございます。

以上でございます。

（坂本）先ほどのは分かりましたので、次に移ります。

29ページ、生物多様性事業ということで、先ほど害を与えるアライグマの捕獲ということで載っておりましたけれども、一般質問でも議員がや

っていたジャンボタニシとか、あとよく他自治体でやっている桜につく虫のセアカカミキリムシというのがあって、その辺のものは、項目としてはこういうものも考えることができるのか、確認のため質問いたします。

（環境課長）お答えします。

ジャンボタニシやセアカカミキリムシについても一応外来種ですので、生物多様性の事業から見れば対象には入ってくるのかなと。

ジャンボタニシにつきましては、繁殖力が強くて、雑食性で、水稻の苗などを食べて水田に被害をもたらしたりする生物でして、水面より上にピンク色の卵を産みつけて2週間から3週間で羽化するというようなことで聞いております。また、駆除につきましては、見つけ次第取っただけというのがよろしいかと思われまじけれども、タニシの水田ですとか水路への搬入を事前に防ぐために、水の取入口にネットですとか金網を設置したりとかして侵入を防がれている方もいらっしゃるかと聞いております。

また、セアカカミキリムシについてですが、こちらも外来種の生物となりまして、本市においては令和元年度に被害のほうを確認をされております。また、現在の対策としましては、市民の方からの連絡により現地を確認させていただいて、該当する所管課のほうに情報提供をさせていただいて、処置を行っていただいております。また、加須市にある埼玉県環境科学国際センターへ発生状況の報告を行っております。こちらのカミキリムシの防除の方法としましては、野外で成虫を発見した場合はすぐにとっただけのがよろしいのかなと。また、木に木の木くずとかが発見された場合は、その排出孔に薬剤を注入していただいで、駆除をしていただいでいるようです。

こちら、このクビアカツヤカミキリに関しましては、今年度から県の防除対策事業の補助金が制定されまして、防除に対する経費の2分の1が補助されることになっておりますので、今後こういった制度の活用についても検討していきたいと考えております。

以上です。

(環境経済部長) ちょっと追加なのですが、ジャンボタニシも今課長が説明したように外来種ということではあるのですが、農業に直結しているところでもありますので、そういう面では農業施策である程度やっていく分野なのかなというふうにはちょっと考えております。

以上です。

(坂本) 今のところは分かりました。

31ページの水道事業会計助成事業ということで、水道料金の基本料を取らないということになって、いわゆる水道事業への助成という形でここに計上されているのですが、それが危機管理課からこのようにお金が出ていくという、こういう処理という表現はおかしいけれども、こういう形というのだというのを今ちょっと確認したのですが、これってこういうふうに計上する仕方というのはどういう仕組みなのかなというのがちょっと不思議というか、だったので、その辺の見解を伺います。質問の意味分かります。一般会計からお金が出ているのだけれども、それが危機管理課から出るというのはどういうあれなのかなというのを。

(一般会計から企業会計の声あり)

(坂本) うん、そう。企業会計へ行くというので、それ危機管理、大丈夫ですか。お願いします。

(危機管理課長) お答えいたします。

一般会計から繰出金として水道事業会計へ計上するという形になっております。こちら一般会計から繰出金として行くと。一般会計に繰出金として予算計上し、そして企業会計へという流れになっております。また、私ども新型コロナウイルス対策本部事務局の所管課として危機管理課が予算計上をしております。

以上でございます。

(坂本) 危機管理課が予算計上したから、危機管理課のところから助成するという形になっているということですね。一応そこは確認で。

(危機管理課長) はい、そのとおりでございます。

以上でございます。

(坂本) 分かりました。

最後に、35ページ、埼玉県央広域事務組合負担金ということで、ちょっと説明も先ほどは受けたのですけれども、追加の理由等、この辺は例年のことなのか、その辺も含めて伺います。

(危機管理課長) お答えいたします。

例年9月に補正をさせていただいております。埼玉県央広域事務組合が水槽付消防ポンプ自動車や施設整備などのために起債する普通交付税について、一部事務組合であるため、国からの受入れができないため、鴻巣市が一括して受入れを行うこととなっております。このたび交付決定を受け、補正予算案として計上させていただくものとなります。

以上です。

(坂本) そうしますと、この時期にこういう例年の補正があるのだけでも、これは例年に比べて高いとか低いとか、その辺はどうですか。

(危機管理課長) 例年とほぼ同額となっております。

以上でございます。

(大塚) それでは、議案第83号、補正の第6号について何点か伺います。19ページの一般コミュニティ助成事業であります。既に前の委員から質疑が出されまして、答弁、答えの中で確認ができたところの中から1点。今回は2団体の申請のうち1団体が対象となつてという答弁でありました。具体的には筑波が採択をされて松原はそれに当たらなかったという内容だと思いますが、これいわゆる丸とバツというふうに分かれてしまうのですが、この採択に至った筑波とそれに至らなかった松原の違い、例えば申請の時期ですとか内容とか、その具体的な採択、不採択の様子がもし分かればお伺いをしたいのですが、いかがでしょうか。

(自治振興課長) お答えいたします。

採択、不採択の内容については、自治総合センターのほうから非公表ということになっておりますので、その辺りは分かりません。

以上でございます。

(大塚) 非公開、分からないということなので、それはそれなりに理解をいたします。

もう一つ関連して、松原の団体が今回は該当せずということになりましたが、これは次年度に持ち越し、優先順位をつけて持ち越しという理解でよろしいでしょうか。

（自治振興課長）お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、松原会館を第1位としまして、自治総合センターのほうに申請をいたします。

以上でございます。

（大塚）当たり前のことかもしれませんが、鴻巣においては駄目な場合はゼロ、マックスでも2というのが数年間過去においての実績だと思うのですが、これは宝くじの売上げが伸びないと対象となる団体への申請をしてもこれが実現しないという、そういう理屈になるのでしょうか。どうでしょう。

（自治振興課長）お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、宝くじの売上げ状況により助成金の総額は変動するということございまして、参考までに自治総合センターのホームページを見ますと、令和3年度は72億、令和2年度は63億、令和1年度は51億円という数値が表記されております。

以上でございます。

（大塚）基金が増えるように事あるごとに皆さんにお知らせをしていきたいと思っております。

続きまして、21ページの公共交通維持事業であります。説明の中では対象となる複数の事業者に対する助成ということではありますが、別に感染拡大防止といってもいろいろやるべきことがあると思うのですが、例えば今回の補正の金額は、その防止するための費用、そのうちの全額相当なのか、あるいは事業者の負担も含めて考えると割合でいくと半分程度とか、それにも満たないのか。恐らく事業者のほうでもこんなものに使いますというのが多分出されている、あるいは事前に分かっているかなと思うのですが、全体の中のどのぐらいのパーセントが今回の総額224万円程度になるのか、それはいかがでしょうか。

（自治振興課長）お答えいたします。

今回感染防止対策給付金として補正を上げておりますが、コミュニティバス運行事業者2社、タクシー事業者5社に今回支給するという案を計上しております。バス事業者にちょっと確認したところ、車内の消毒液や飛沫防止シートなどは他の車両と含めて購入しており、感染防止に費やした費用の総額は把握できておりませんので、市で給付した金額が当該事業者の感染費用の何割に当たるかというのはいちよつと把握できておりません。しかしながら、運転席周辺の飛沫防止シートの設置、車内の消毒液、手や指の消毒液の設置、あとマスクを着用していない乗客へ提供するマスクの配備など、コロナウイルス感染症の拡大防止対策を実施して運行をしてきております。したがって、感染対策に多くの経費がかかっているため、経費の一部ではありますが、事業者からは給付金をもらって助かっているという声をいただいております。

以上でございます。

(大塚) 全体で7つの事業所になるのでしょうか。そうすると、助成はするにしても、それが間違いなく感染防止に100%使われているかどうか、助成した後のチェックといいますか、それはされるということでしょうか。

(自治振興課長) 実際給付金を給付した後、タクシー事業者を担当者と訪問して、何を買いました、領収書を見せてもらったりとかして、あと車内を見せてもらって、これとこれとこれが整備されていますよということで現場において確認はしております。

以上でございます。

(大塚) 次の質問に参ります。

31ページ、水道事業会計の助成であります。この内容の説明の中では、今回2回目の基本料金の免除を実施というふうに理解をしております。初めに伺いたいのですが、1回目には何月分と何月分で、さらに先ほどの他の委員の答弁の中で、市民アンケートを参考にし、市民からは今回の事業については非常に効果があったという認識でいるという内容であったと思いますが、1回目の期間はいつ頃で、その後にアンケートを取ったと思われるので、それぞれのタイミング、いつ頃やったのか、こ

の点はいかがでしょうか。

(危機管理課長)令和2年度の基本料金を減額した時期につきましては、1回目が令和2年の10月、11月検針分を行っております、昨年度の。そして、市民の反応についてですが、こちら令和3年度の4月にまちづくりの市民アンケートを取ってございます。こちらの市民アンケートによりますと、新型コロナウイルス感染拡大を受けて鴻巣市が実施した取組のうち効果的であったと思うものとの設問に対し、水道料金の減免は解答者2,101人のうち1,140人、パーセントでいいますと54.3%が効果的であったと回答しております。新型コロナウイルス対策として、市民の評価が最も高いものでございました。また、先ほど私1回目と申しましたが、その前に水道事業のほうで単独で基本料金の減額を行っております。これは、水道事業単独で行ったときは、令和2年の6月、7月分の検針分について基本料金の免除を行っております。今回行うものは、回数としましては計3回目となります。

以上でございます。

(大塚)ただいまの答弁のとおり、企業会計がやったのは単独なので、この委員会とはちょっと違うのかなと思って省かせていただきました。前回は年末近くの10月、11月にやって、その半年後ぐらいにアンケートになるわけです。今回は、まさしくこれからの来月、再来月の分が対象になるわけですがけれども、これをやった後にまた市民アンケートらしきもの、あるいは別立てで市民の皆さんの反応を伺うような機会というのは持つのでしょうか。

(危機管理課長)お答えいたします。

特に今の段階でアンケートの予定はございませんが、来年度につきましてもまちづくり市民アンケート等でこの検証というものをしていかなくてはならないと考えております。

以上でございます。

(大塚)実際に半年前のことになるので、基本料金が免除になっていたこと自体を改めて知る機会にもなると思います。さらに、前回54.3%、解答者の中で、が効果があるというふうに市民から好評を得たというこ

とでありますので、できたら同じようなタイミングでやることでさらに54.3%の数字がもっと上がれば、あっ、多くの市民の皆さんに効果があった、事業はある意味目標を達成できたという、その判断になるかと思っておりますので、今後行われるかもしれない市民アンケートに注視をしてみたいと思います。

続きまして、4点目、最後であります、31ページから33ページの議案書の中では、いろんなイベントが中止になって減額というように補正をされております。1つ気になるのは、ここしばらくイベントというイベントがことごとく中止もしくは内容変更、規模縮小等で行われているわけです。このイベントを行うに当たっては、おおむね実行委員会が立ち上がって中心となってやっているのが一般的かと思っておりますけれども、最終的には企画をして運営をして、当然関わる団体の皆さんは当日の係員としてこのイベントに参加をするわけですが、1つ気になるのは、その関係する団体の皆さんが1年も2年もやらずに過ごしてしまうことによつて、いわゆるモチベーションが低下をしてしまうこともあると思うのです。各関係する団体のメンバーというのは、当然1年ごとに替わったり、あるいは事業をやらないではなくて、できないことによつてもういいかなという諦めのムードが漂ってしまうと非常に問題なので、具体的にはその関係する団体等の方々へどのような配慮をしているのかということについて、もし分かればお伺いをします。

(商工観光課長) 今回でいいますと、産業祭も2年連続、花火大会は3年ですか。おっしゃるとおりモチベーションですとか事業の継続、継承というのでしょうか、そちらについてもかなり引き継がれない部分ですとか、当然我々事務局のほうも人が替わったりというところで、なかなか内容について引継ぎ等できないところで、モチベーションですとか、その辺が保てないというところが非常に我々としても課題と思っておりますのでございます。今後そちらについて、さらに皆さんの、今後も継続して、やはり今までもずっと継続してきた大切なイベント事業でございますので、引き継げるように我々事務局としてもさらに支援を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

（大塚）様々な団体がある中で、団体の一つの不安の中に当たるかなと思うのですが、市役所の中でいろんな課が関わっていますが、当然3月末から4月にかけてというと異動の時期なのです。団体によっては、慣れ親しんだ人が関わっていただけなのであれば、何の違和感もなく、不安もなくというときも多いのだらうと。私は、やっぱり異動等が発生したときには、それに関わる団体の皆さんに異動しましたよというのをちゃんとその時期に、対面が可能かどうか、適正かどうか分かりませんが、しっかりと行政の中で引継ぎをする。いわゆる次替わりしましたとか、今年は何とかみんなで頑張りましょうという、やはりそういう思いを伝える機会が必要かなと思うのです。団体によっては、総会の時期が4月に限らず5月とか6月のときもありますが、少なくとも行政でいきますと4月には異動する、人が替わる可能性があるので、そこら辺については市全体の中で当然配慮すべき点かなと思います、その点の取組について考えがあればお伺いをいたします。

（環境経済部長）イベントの当然担当者のほうもそういった重要なポジションを持っておられる方、実行委員会の方にはご挨拶しながらということがあると思います。ただ、やっぱり職員のほうの異動というのはどうしても仕方ないので。ただ、大きなイベントとなると全庁的な応援体制を組んで実際参加しているのです。運営のほうに関わっています。そういった中で、これだけちょっとイベントがなくなってくると、やっぱり元経験された方とかというのをしっかりと各課のイベントの中に使いながら、過去のやってきた実績とかいうものも引き継いでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

（羽鳥）では、質疑をさせていただきます。

21ページ、一番下の市民課の戸籍住民基本台帳費庶務事業なのですが、これ説明を聞きまして、今回非接触型のセルフレジ2台を購入するという説明を受けておおむね理解したのですが、これは一般的にコンビニエンスストアにある非接触型のレジと同じようなものであるのかをまずお

聞きいたします。

（市民課長） それでは、お答えいたします。

羽鳥委員さんのおっしゃるとおり、現在こういったコロナ禍ということもありまして、来庁者と職員の直接的な接触を避けるというようなことの意図がありまして、現在コンビニですとかスーパーで設置されているレジ、あちらを市民課として導入するという計画でこちらの補正を上げております。（P.46発言の訂正あり）

以上です。

（羽鳥） そうしますと、住民票など市民の方が取りに来たときの精算に使う形だと思うのですが、あれ1日大体何人ぐらい窓口の人がいらっしゃるのか、またこの2台購入という台数に決めた経緯についてお聞きをいたします。

（市民課長） お答えいたします。

来庁者は、年間通じて平均1日190人程度来庁されるのですが、そのうち証明が6割、7割いらっしゃるのですが、それでなぜ2台かといいますと、まずそういった方々をレジのほうにご案内をして、まずは滞留させないこともありますけれども、それと万が一故障した場合というのを考えていまして、2台配置してスムーズに窓口業務がいくよということなので2台の配置ということになっております。

以上です。

（羽鳥） やはり1台につき280万円近いなかなかの額の機器ですので、これ随意契約なのでしょうか。それまずお聞きしたいと思います。

（市民課長） お答えいたします。

この今議会議決の後、入札という手続を踏みまして、購入ということになります。

以上でございます。

（羽鳥） この点については以上で結構です。

次に、29ページ、中段の環境課、コウノトリの里づくり事業なのですが、財源内訳更正ということでどのような変更があったのかを説明いただきたいと思っております。

(環境課副参事) お答えいたします。

令和3年度当初予算において、コウノトリの里づくり事業、歳出事業費として1,152万5,000円を計上しております。そのうちの財源としてコウノトリの里づくり基金繰入金、こちらのほうが1,107万2,000円、一般財源が45万3,000円でございます。このたび国の補助金が採択されたということにつきまして、歳出の金額は変わらないのですけれども、国庫支出金という項目におきまして291万9,000円を計上いたしまして、その分コウノトリの里づくり基金繰入金から同額減額いたしまして、コウノトリの里づくり基金からの繰入金が815万3,000円となります。一般財源45万3,000円は同じ金額と、そのように変更させていただくための補正でございます。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、国からのお金が入るわけなのですが、その額について何か国からのたがというか、制約がついているのかどうかをお聞きいたしたいと思います。

(環境課副参事) 国の今回採択された補助金は2つございます。1つは、環境省所管の生物多様性保全推進交付金、こちらについては当然生物多様性の保全に資するものという条件ありまして、具体的には生き物調査の経費ということで、この経費に充ててくださいという制約がございます。一方で、もう一つの地方創生推進交付金につきましては、地方創生推進に資する経費というところで、こうのとりの伝説米等のPRというところの経費、こちらのほうを主に充当するということになって、それが制約になってございます。

以上です。

(羽鳥) 了解しました。

それでは、31ページ、真ん中の環境課、ごみ処理施設等整備基金積立金についてお聞きするのですが、やはり前任者の質問が同じようなものがあったのですが、まずもって今この5,000万円を入れて総額積立金が幾らになるのかをお聞きいたします。

(環境課長) お答えいたします。

令和2年度現在の年度ごとの残高ということによろしいでしょうか。

(羽鳥) はい。

(環境課長) 令和2年度末の残高を申し上げさせていただきますと、利子を含んだ合計ということで、15億3,349万1,374円となります。以上です。

(羽鳥) そうしますと、前組合、環境資源組合時においては総額611億円、20年間のランニングコストを含めて611億円という数字が環境資源組合から提示されておりました。そのときの規模であれば、この積立金幾らが妥当であったか、目標額幾らが適切だったのかをまずお聞きいたします。

(環境課長) お答えさせていただきます。

今令和2年度現在の年度ごとの現在高についてお話しさせていただきましたが、前回の3市での組合におきまして、この金額でもまだ若干不足しているのかなと、まだ積立てに関してはもう少し若干必要になるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

(羽鳥) たしか環境資源組合の発足当時、475億円ぐらいだったのです。それが積みもって五、六年たったら611億円という額になってしまったというふうに理解しておったのですが、そういうことを踏まえて、環境経済部長、その当時の計画では幾らの積立てが適切であったとお考えだったか、振り返ってお聞きいたします。

(環境経済部長) 鴻巣、行田、北本の環境資源組合のとき、六百数十億円という、これ建設と20年間だったかな、この維持管理費を入れてでしたよね。あくまで業者の見積りです。その業者の見積りを基に債務負担を組もうということだったのですけれども、これあくまで総額であって、その中には国からの補助金というのですか、交付金というのですか、それが入ったりとか、あとは当然組合が起債をしてお金を借りていくというような流れがあります。その中で、例えば20年ですから、20年間を分割して払っていくとかということで、実際そのときの細かい財政シミュレーションというのは公開をされていないのです。一部でちょっと出て

いるところもあったのかもしれないですけども、しっかりと債務負担の金額もはっきりしていない中のことなので、毎年の負担割合というのを実は公開をしていないです。その中でも、特に建設が始まる最初のほうの年というのは、特別なやっぱりお金がかかる時期なのです。そのときの財政負担を減らすということで基金を積み立ててやっていくわけなのですけれども、15億ではたしか足らなかったなど。財政シミュレーションなど等お示しをしていないので、金額をお話しすることはちょっとできませんけれども、15億ではちょっと足らなかったなどというところですか。それですので、まだ足りないということで今回も同じような補正をしていくというようなところがございます。

以上です。

（羽鳥）もともと3市の環境資源組合、約28万人の市民の方々のごみ処理のための施設であったわけなのですが、それが今度仕切り直しになるわけなのですが、お別れしてしまった行田市さん、そちらは羽生市と今度組合をつくられて、総額が、ランニングコストも含めてだと思うのですが、299億という数字を私把握しておるのです。それが具体的に出てきたということで、約半額で済むと。人口規模も相当減るわけなのですが、コストパフォーマンス考えて非常に割安になったというふうな理解をその地域の方たちされているとお聞きしております。今度新たに2市1町で吉見町が参入いただいて、元の埼玉中部環境の枠に戻ってしまった不思議な経緯があるわけなのですが、その人口が約21万5,000人、7万5,000人のスモールダウンする形の施設となるわけなのですが、そこを見越して積立額も大まかに、構成市町では一番大きな鴻巣市ですから、それ相応のシミュレーション、もくろみの下、この積立金を積み立てていくことが望ましいと思うのですが、その点について、環境経済部長、どのようにお考えかお聞きいたします。

（環境経済部長）行田と羽生市さんがどのような、鴻巣、行田、北本だったときは処理方式を決めていないわけです。行田と羽生市さんが処理方式を決められたのかはちょっと私は把握しておりませんが、処理方式が決まっていたのなら一番安いほうを選んだのかちょっと分かり

ませんけれども、おおむねの予想をされたのかなということがあります。それと、皆さんご承知のとおり、オリンピックを契機に建設物価というのがすごく上がってきたわけです。当初鴻巣、行田、北本が計上したときに、毎年そういった物価版的なものが出るのですけれども、その建設に関して、それが毎年の建設実績に伴ってトン当たりの金額というのが出てくるのです。それが実は当初鴻巣、行田、北本が造ったときのほぼほぼ倍ぐらいになっていたのです、そのときは。たしかトン当たり九千何百万、恐らく五、六千万から始まったのが九千何百万ぐらいまで上がっているのです。ですので、その建設物価が上がってきた動向というのもの、当初の設計というか、もくろんでいた金額から上がったところの影響もすごく大きいなというところあります。オリンピックが終わった中ですごく下がるのかなというところ、実はやっぱり資材の高騰であるとか、労働単価が労働力の確保というようなことで思ったほど下がっていないのです。ただ、あくまでもそれは前年で造った実績に伴ってトン当たりの単価を計算しているので、はっきりは言えないのですけれども、すごく高い施設をいっぱい造ったのだとすれば、建設の単価も、トン当たりの単価も上がってしまったりするのですけれども、そういったことも考えてなかなか単価が落ちてこないというところもあって、当然今回の人口規模は少ないですから、前回より、当然前回の鴻巣、行田、北本とやる場所より施設の規模小さくなると思います。それと、今後のゼロカーボンであるとか、そういったもののごみの減量化ということになると、違うところではお金はかかるかもしれないけれども、燃す部分というのをやっぱり少なくしていくという施設を造る必要があると思うのです。そういったことで建設単価も少し当然下がる、建設単価というか、建設総額も下がってくるのだと思うのですけれども、最初に開会前にお話ししたとおり、鴻巣、北本、吉見というふうなこの組合で論議することになっていますので、この詳しい施設規模、当然人口に伴って施設規模であるとか今後のごみ処理の方法、そういったものをしっかりと定めて建設単価のほうが出てくるということですので、この場ではもう幾らぐらいだろうということがちょっとお話しできませんので、そういったこと

で了承していただきたいというふうに考えております。

以上です。

（羽鳥） ちょっと確認しますが、さっきの前任者の答弁にあったのですが、年度で1億円の積立てを今のところは計画しているという理解でよろしいのでしょうか。

（環境経済部長） 鴻巣、行田、北本のときは、1億円をベースに場合によっては1億5,000万とか計上した年があったと思います。そういう面では、これは予算を組むときの一つの目標というところでは、おおむね1億円というのを目標で行政のほうというか、事務局のほうは、事務サイドとしては大体計上するふうに考えておりました。

以上です。

（羽鳥） では最後に、新しい2市1町の新ごみ処理施設の組合、いつ頃をめどにしているか、目途にしているかをお聞きいたします。答えられる範囲で結構です。

（環境経済部長） ここから基本合意書を今年結んで、来年の4月からある面で組合業務が関わってくるのかなというふうに思います。前回の鴻巣、行田、北本に関しても、あそこは組合をゼロからつくるというところからちょっと始まったわけですがけれども、おおむねやっぱり10年近くかかっているのです、組合設立のところから。そうなると、そこよりはかからないだろうなということあります。ただ、ここから用地がある程度決まっているところもあっても、行田市さんがたしか令和10年頃ですか、9年、10年頃というような目標をされているのかなと、何か出ていましたよね。うちのほう当然まだ組合でやっていませんので、その日程が出ていませんけれども、そういう面では行田市さんと同じような日程ぐらいになってくるのかなというような感じはちょっと思っております。あくまでこれ私の私見になってしまいますけれども、行田と同じようなぐらいの日程なのかなというような感じはちょっと考えております。

以上です。

（羽鳥） ちょっと答弁漏れ。私の趣旨としては、新しい組合をいつ頃設

立されるかという予定を目途としてお聞きしたいと思います。お願いいたします。

（環境経済部長）組合は出来上がっています。設立はないです。今の組合が、中部が組合ですので、今の組合の中で新しい建設工事をやるということなので、継続的な事業というか、今の組合の中に新しい事業をやるという事業です。組合の設立はないです。

（羽鳥）ちょっと1つ。そうしますと、新しい組合というふうに私思っていたのですが、名称も変わらないでこの形で組合を継続していくという考え方でよろしいのでしょうか。

（環境経済部長）今回の覚書のちょっと合意書のあれを配りましたけれども、中部環境でやるということで書いてありますよね。組合名変わらない。特別皆さんが何か変えたいということがあると変わりますけれども、今のままでいけば当然名称も変わらないでいくのではないかなというように思っています。

以上です。

（羽鳥）それでは次に、33ページ、下のほうの観光事業者支援事業の下、すみません、このすぐるメプラス応援事業の補助金について。これ前任者も質問あったのですが、引き続いて補助金を出してやっていくわけなのですが、この具体的な補助策について改めて確認させていただきます。

（商工観光課長）こちらにつきましては、先ほどご説明したとおり、クーポン券の第3弾ということで実施させていただきます。今回につきましては、今度は11月広報に12月分が使えるもの、12月広報で1月に使えるものということで、2か月続けて実施させていただくというところで、クーポン券の内容につきましても200円で6枚、これをだから2か月ですので、2,400円という形で1世帯の方が使えるような形で実施するというようなことで今考えているところでございます。

（小泉）それでは、何点か質問をしようと思っていたのですが、重複がありましたので、1点だけ質問したいと思います。

21ページの戸籍住民基本台帳費庶務事業についてなのですが、先

ほど羽鳥委員からの質問もあったかと思うのですけれども、この設置場所、例えば2台だとこの市役所内だと思うのですけれども、行く行くは吹上支所、川里支所のほうにも設置をする予定があるのか、まず1点伺いたいと思います。

(市民課長) お答えいたします。

今回補正に上げたのは、市民課と、それから税務課、それから両支所、この箇所に設置する予定となっております。

以上でございます。

(小泉) 市民課と税務課に……

(あと両支所の声あり)

(小泉) 両支所にも2台、2台というのは各支所に2台ということではないのですか。

(市民課長) 台数ですけれども、今回うちのほうで市民課で計上したのは、市民課の窓口で2台、それから税務課に1台、両支所には1台ずつということで、今回9月の補正でおのおの計上させていただいております。

以上でございます。

(小泉) 分かりました。そのセルフレジにおける効果、非接触型ということで、コロナ感染の中なので、その辺も踏まえているかと思うのですけれども、ほかに人件費の削減とか全体的にそのような具体的な効果があるのかどうか、その辺が検討されたのかどうか聞きたいと思います。

(市民課長) お答えいたします。

現在は、証明書類等をお取りになって、レジのほうへご案内をして、職員と来庁者の方、コイントレーを使って実際に受渡しをしておりますが、このレジを導入することによりまして、皆様、コンビニ等でご経験があるかと思いますが、そちらの店員さん、職員の手を介さずにご自分でお金を投入してコインのつり銭機からお金が出てくるといったようなこともございますので、接触、そういったことも防止できますし、このレジに集計機能等、それもございますので、そちらについての一日の日計等、そういったものも集計がやりやすくなるといったような感じで、

そういった時間短縮、そういったのもございます。

以上でございます。

(小泉) そしたら、あとほかの課、税務課と市民課のほうで設置することなのですけれども、ちょっと細かい点なのですけれども、私この間埼玉県郷土かるたを購入させてもらったのですけれども、そのときに窓口に行ってお金を払ってからまた物を引換えに行ったのですけれども、ほかの課との連携というのですか、その辺はほかの部署と連携とかというのは、これからの話なのですけれども、検討されているのかどうか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

(市民課長) レジについての連携ということでよろしいでしょうか。

(小泉) はい。

(市民課長) これは、今回導入するに当たって非接触型のレジを、セルフレジを入れるということになりますので、各部署、市民課についてはそちらをおのおの単体でやるということになってくるのですけれども…失礼しました。今回お金のやり取りで手数料関係ということになりますので、連携ということは特にこれはありませんので、各部署でお金を払って、そこで集計をしているということになっております。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第83号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委

員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時10分)

(開議 午前11時23分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第88号 令和2年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時58分)

(開議 午後零時56分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

危機管理課長より発言の訂正について申出がありましたので、許可いたします。

(危機管理課長) 申し訳ございません。ページの57ページをお開きください。こちら下段のほうの危機管理課、消防団員退職報償金について、私在职5年以上の団員20名とお答えさせていただきましたが、正式には退職団員は20名なのですが、こちらの基金から支出される5年以上の団員は18名でございます。訂正をさせていただきます。

以上でございます。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、続いて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 5 6 分)



(開議 午後 2 時 1 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(諏訪) では、全部で12点質問させていただきます。一応通告してありますが、ご説明いただいたところで解消できているものもあるのですが、させていただきます。

まず、61ページでございますが、こちら環境課の鴻巣行田北本環境資源組合精算還付金の272万1,624円でございます。こちらのほうは、組合のほうの令和元年の決算において繰越金のそれぞれ3市で還元をするということなのでございますけれども、こちらの3市の人口比、人口割合で金額を決めているということですのでけれども、この人口割合のパーセンテージとそれぞれの金額、鴻巣市はこの272万ということですので、そのほか行田市と北本市の金額も教えていただければと思います。

(環境課長) お答えします。

パーセンテージのほうについては後ほど回答させていただきますけれども、金額だけお答えさせていただきます。3市の広域分の繰越精算金の合計金額については611万5,580円、そのうち本市分の還付金については、先ほどご説明のほうさせていただいたのですけれども、272万1,624円、行田市分の還付金につきましては186万5,932円、北本市分の還付金につきましては152万8,024円ということになっております。こちらにつきましては、令和2年11月の組合議会で承認されています。

以上です。

（諏訪） そうしますと、これで精算ということですので、鴻巣、行田、北本の資源組合というものはもう既に財産といいますか、そういったものは全くもう持っていないということによろしいのでしょうか。

（環境課長） 財産につきましては、3市で取り組んできた様々な計画の資料ですとか、そういった部分につきましては彩北広域清掃組合に引き継がれておりますので、その3市の財産については鴻巣、行田、北本市であれば再度活用することはできることになっております。

以上です。

（諏訪） そういたしますと、いわゆる6年間でそれぞれ調査を行ったりしてきたものを財産ということで、それについては旧組合の構成市がそれらを見たり使ったりすることができるということによろしいのでしょうか。それとプラス、いわゆる精算が済んだということであれば、金銭的なものの次の繰越しとか現在持っているというものはないと、よろしいのでしょうか。

（環境課長） こちらの令和元年度の決算が終了したことによって、3市で行っていた広域分でのお金というのはもう既に何も無いというような状況になっておりまして、なおかつ3市の組合で行っていた成果物である業務委託の本であるとか冊子とかについてはその3市であれば、ただ今現在の彩北清掃組合のほうに名称は変更になりましたけれども、そこが管理していただいているという状況になっておりまして、活用するに当たっては本市、北本市、行田市であれば活用することはできるような取決めになっております。

以上です。

（諏訪） では、ページでいいますと113ページでございます。自治振興課の放置自転車対策事業なのですけれども、こちらのほうはいわゆる学生さんの定期利用の割引制度が始まったということでのものだと思うのですけれども、実際にこの学生の割引を使っている利用というのはどのくらいあったのか伺います。

（自治振興課長） お答えいたします。

令和2年度の3駅7か所の自転車駐輪場の定期利用者は2万4,512人で

した。そのうち学生割引の利用者は3,612人で、全体の約14.7%となっております。定期券購入の2割引を実施しておりますが、それは市の補助をしております、その補助金につきましては165万9,046円となっております。

以上でございます。

(諏訪) この学割は、たしか専門学校生とか大学生とかということだと思いますが、高校生はいかがでしたでしょうか。

(自治振興課長) 今のお伝えした数字の中に入っているのですけれども、高校生が何人かというのはちょっと押さえておりません。

以上でございます。

(諏訪) では続きまして、121ページの公共交通維持事業でございます。こちらのほうは、自治振興課のいわゆる乗合型デマンド交通のものなのですけれども、こちらの委託料で実際に乗合型の登録をしている方の数、また利用実績、そして今後の課題ということで質問させていただきたいと思います。

(自治振興課長) お答えいたします。

乗合型デマンド交通につきましては、令和2年度末の登録者数は累計で9,660人、令和3年8月末時点で累計で1万791人でございます。また、令和2年度の利用者数は1万2,833人となっており、令和3年4月から7月末時点の利用者数は6,888人となっております。

課題についてでございますが、乗合タクシーとひなちゃんタクシー絡めの課題になってしまうのですが、まずはひなちゃんタクシーから乗合タクシーへ利用者を移行させるということが一つの課題でございます。市民の移動の足は確保しながら、ひなちゃんタクシーの補助金を抑制をしながら持続可能な公共交通を維持していくために、令和2年4月から月10回までの利用回数制限、日曜、祝日の運休というのをひなちゃんタクシーで行いました。

2つ目の課題といたしましては、乗合タクシー、ひなちゃんタクシー、それぞれ制度の内容の周知をはっきり伝えるということでございます。特に利用の多いご高齢者の方には、非常にうまく使い分けてくれている

方はいるのですけれども、乗り合いとひなちゃんの制度の区別がつかず、混合している方も多く見受けられます。コロナ禍で出前講座とかの開催が非常に難しいので、広報やパンフレットとか使いながら2つの制度を高齢者にはっきりと分かりやすく周知を進めていきたいと思ひます。以上でございます。

(諏訪) 乗り合いは予約ができるよとか、簡単なフレーズで分かりやすく高齢者の方に周知していただくと、もっと乗り合いのほうに移行していくのかなという感じを受けます。私ちよつとこの令和2年度実施計画というものを6次総振の中のもので拝見してはいるのですけれども、いわゆる目標の数値、登録者数だとか、あとは利用に当たっての数値が出ておりますけれども、一応ひなちゃんタクシー、鴻巣タクシー、鴻巣乗り合いの登録者の人数、令和2年度当初は2万800人を目指していたということになっているのですけれども、そうしますとまだちよつと人数的には少し足りていないのかなという感じはするのですけれども、この登録者数と実際の利用する方々の、登録はしたけれども、全く使っていないよというようなことも含めて、より使いやすく、もちろん登録者数をもっと増やしてというところで課題としてはどういったものをお感じなのか伺ひます。

(自治振興課長) 繰り返しになるのですけれども、やはり今年度コロナ禍で乗り合いをしたいのだけれども、コロナだから乗り合いをしたくないということの声も実際に聞いております。という中でやっぱり乗り合いは非常に500円でどこまでも行けると、高齢者であれば300円であればどこでも行ける、いい制度なのですけれども、なかなか乗り合いということができない中、ありますので、やはり課題として今後周知なども含めて早く乗り合いに移行できるように、ひなちゃんから乗り合いに移行できるように形で周知のほうは図っていきたくと思ひます。

以上でございます。

(諏訪) 乗合型だとどういった方とご一緒になるのかということも乗るまで分からないということもあるかと思ひます。それと、やはり少し遠回りに、ご自分一人で行くよりはいろんなところ寄りながらになるの

で、時間がかかるというような声もちょっと伺ってはいるのですけれども、実際に1人でも乗合型で、そこしかないということでしたら1人でも運行していると思うのですけれども、乗合型に乗り合わせて、乗って、ルートのたくさん動かしたとか、市側からいえば1台の車で幾つか回っていたほうが経費的には安いのかなと思うのですけれども、1人で1台乗合型を使うよりは何人かの乗り合わせで運行をしたほうが経費的に安いのかなという感じは受けるのですけれども、乗合型を利用したその内容というのでしょうか、1人で運行したのか2人で運行したのかという、そういったものはデータというものは取られているのでしょうか。

（自治振興課長）今細かいデータはちょっと持ち合わせはしていないのですけれども、3割ぐらいが乗り合わせていると。その3割というのは夫婦であっても乗り合いというふうな考え方なのですけれども、というふうな状態でございます。

以上でございます。

（諏訪）では、同じく公共交通維持事業の123ページのほうなのですけれども、こちらのコミュニティバス、デマンド、乗り合いの各利用数及び利用者の要望なのですけれども、いわゆる今はデマンドと、それから乗り合いの、何となく分かってきましたけれども、コミュニティバスに関しては5年に1度のいろいろな見直しが行われるという制度になっているかと思うのですけれども、2年ぐらい前でしょうか、3年ぐらい前でしょうか、運行を大幅に改定をしました。それによって、いわゆる消えた路線があります。吹上のほうでもありますし、そういったところではやはりバスの運行を求める声もまだあります。それと、あとは停留所の問題などもあるのです。中山道を走るバスだったりすると、歩道に停留所のようになっていたりしますと待っている間がちょっと危険なところがあるというふうなことも聞こえてはくるのですけれども、このコミュニティバスに対する利用されている方の要望だとかというのはどんなふうに分かっているのか伺います。

（自治振興課長）お答えいたします。

コミュニティバスに関する要望は、まずルート変更をしてほしいという

声が1つ上がっています。あと、増便をしてほしいという声が上がっています。もちろん今委員さんのおっしゃったバス停の空間の問題のお話も上がっておりますが、どうしてもバス停は公共、民地に置ける場合と置けない場合がありますので、その場合についてはケース・バイ・ケースでお答えはしているのですけれども。

以上でございます。

（諏訪）バス停の問題で申し上げますと、もちろん道路上にということになるのですが、民地で少し空間を利用してもいいよというような協議が取れて、民地の借用をさせていただくような、そしてより安全な停留所というようなお考えはありますか。

（自治振興課長）より安全な停留所というところについては共感はするのですけれども、基本的にはバス停というのは道路のところに置いて、基本的に民地というのは人の土地でございますから、その状況を踏まえて考えていくというふうに考えております。

以上でございます。

（諏訪）次に、135ページのコンビニ交付事業、市民課のいわゆるマイナンバーカードを使つての各証明書のコンビニ利用なのですけれども、証明書交付1通にかかる費用、実際に窓口でいらして1通発行するに当たって、これ非常に難しいと思うのですけれども、その比較の問題ですが、実際にコンピュータの保守や何かも含めての証明書を1通発行するところでは、実際に経費ってどのぐらいかかるのかということ伺いたしたいと思います。

（市民課長）お答えいたします。

今委員がおっしゃったように1通当たり幾らかというのは確かに難しい問題ではあるのですけれども、事業費全体でその年度に交付した枚数、それらで割っていくと、おおよそこのような値段が出てくるのですけれども、平成30年においてがおおよそ3,229円、令和元年度が1,992円、令和2年度が858円というように事業自体というのはそんなに変わらないのですが、交付枚数が増えていくと当然1枚当たりの単価というのが下がってくるのかなというのがこれらを計算すると出てくるということにな

りますので、1通当たり、委員が求めていらっしゃる答えかどうか分かりませんが、このような数字が出ております。

以上です。

(諏訪) 以前ちょっとデータいただきまして、窓口交付とコンビニ交付の枚数の差なのですけれども、手元にありますのは令和元年度で窓口交付が戸籍が2万5,263、住民票が9万4,308、11万9,571件の交付が窓口でした。そして、コンビニでの交付が同じく戸籍が223件、住民票が2,070件、合計で2,293件というふうに一応データをちょっと前いただきましたけれども、圧倒的に窓口の交付が多いということですのでございますけれども、今後この費用の点から見ましても、令和元年でいいますと1枚1,992円かかっているということなのです。では、これをかなり安くするというか、1枚のかかる費用は相当額低く抑えるにはどのぐらいのコンビニ交付の枚数になったらというようなのは出していますでしょうか。

(市民課長) 委員のご質問なのですけれども、どのくらいというのは数字は実際は出ていないのですけれども、コンビニ交付というのがこの数字からも分かるように毎年右肩上がりになって上がってきているということもありまして、あとこの間の広報にもコンビニ交付のやり方ということで、仕方といたしますか、写真つきでこのようなやり方で取ってくださいというのは載せさせていただいたということで、市としましてもマイナンバーカードの普及啓発と併せて、コンビニでこういった証明書が取れるのだということを今後とも普及啓発ということの関連で上げていって、皆様が市役所に来て証明を取るというだけではなくて、身近なコンビニ、そちらを利用して取っていただくということで1枚当たりの単価が下がってくるのかなということはあると思います。

以上でございます。

(諏訪) では、ただいまのところ最後の質問なのですが、コンビニ交付が始まって、実際に今まで公民館で交付をしていただいていたものが、それがなくなったというようなことで、市民の方からはマイナンバーカードを持っていても近くにコンビニがないというような方もいらっしゃるして、やはり窓口交付は市役所だけでなく、公民館もう廃止して

いますけれども、そういう身近な公共施設でやはり発行、交付ができるような仕組みは残してほしいというような声が結構ございますけれども、今後コンビニ交付を増やしていくに当たって、窓口交付に関してどのようにお考えなのかをちょっと伺いたいと思います。

（市民課長）今後におきましては、マイナンバーカードの普及と併せてコンビニ交付を推奨するという、そちらのほうにシフトといえますか、力を入れていくということですので、公民館等での証明書交付というのは現在廃止しておりますので、コンビニ交付と市役所、もしくは両支所、そちらのほうの証明発行ということになっていくと思います。以上でございます。

（諏訪）では、次が137ページの市民課の待合ロビー3密対策事業でございますが、こちらのほうはマイナンバーカードの窓口をつくるために鴻巣御殿、あちらのモニュメントが移設したということで、市民課さんの経費だったのだというのを後から知ったのですけれども、これに対して現在移設先はクリアこうのすだったでしょうか。

（市民課長）移設先は、駅前の市民活動センターです。

（諏訪）市民活動センターでございますね。そちらが、実際に市民活動センターさんのほうで、結構大きなものですよね。移設するに当たっての作業の内容だとか、あとは移設先で今課題と感じられるものは何なのか伺います。

（市民課長）それでは、お答えいたします。

移設に対しての委託先というのは、取扱いに精通している制作会社に依頼をして行ったと。作業内容につきましては、一般のそういった模型といたしますか、そういったものとは違ってかなり細かいところもありますし、繊細なところを要しておりますので、そういった熟知しているところの会社が今回やったのですけれども、本庁舎1階にもともとあった模型を什器、附属品等をまず撤去をして、移転先の市民活動センターまでトラックで運搬、その後業務用のエレベーターで3階まで上げまして、そこで設置をしたというので、ここまですべて特に何の問題もなく、作ったやっぱり会社ですので、その内容を熟知していますから、問題なく設置

をしたということが報告で上がってきております。

もう一つの課題ということなのですが、管理をしているところは実際は教育委員会の生涯学習課、そこなのですが、そちらのほうに移設をしてから現在まで特に大きな問題は起きていないということで聞いております。市民活動センターは、委員もご存じのとおり、土日も開館をしております。そういったことで、土日も見れていいですねという声も上がっているということで報告は上がってきております。ですので、特に課題というのはありませんということになります。

以上でございます。

（諏訪）では、次は243ページの環境課の大気・土壌・水質環境対策事業でございます。こちらのほう先ほどご説明いただいて、大気の調査だったり、あと河川の調査というふうにご説明いただいたのですが、実際にその調査をする場所と、それから調査の内容と、そして調査をする委託先を教えてください。

（環境課長）お答え差し上げる前に、先ほどの還付金の関係のパーセンテージの関係のお話をさせていただきます。パーセンテージにつきましては、鴻巣市のほうは44.5%、行田市が30.51%、北本市が24.99%になっています。

それでは、大気・土壌・水質の関係のご質問についてお答えさせていただきます。令和2年度につきましては、ダイオキシン類環境調査業務委託及び自動車騒音常時監視業務委託を実施しております。ダイオキシン類環境調査業務委託については、調査箇所はダイオキシン類調査が4か所、河川、水路等水質の調査を行った場所が17か所となっています。調査内容につきましては、市内の大気環境中のダイオキシン類濃度を調査及び河川、水路等の水質汚濁状況を調査しております。委託先につきましては、エヌエス環境株式会社東京支社になります。

自動車騒音の常時監視業務委託につきましては、調査箇所につきましては鴻巣羽生線の国道17号から行田蓮田線まで、行田蓮田線から行田市境、鴻巣川島線の国道17号から鎌塚鴻巣線までと、鎌塚鴻巣線から吉見境まで。また、国道17号から鴻巣川島線までと北本の下石戸上菖蒲線の北本

境から久喜市境までの6区間を調査しております。調査内容につきましては、市内の主要幹線道路を対象として自動車騒音の状況の常時監視を実施し、環境基準達成状況の把握を行い、環境省へ報告資料を作成するために実施しております。また、今後の総合的な道路環境の各種施策への反映を図る資料とするための業務委託となっております。委託先につきましては、株式会社総合研究所になります。

以上です。

（諏訪）大気が4か所、水質が17か所ということでございましたが、これは年に何回ぐらい行うものなのかということと、あとは放射線量については一切対象ではないということによろしいのでしょうか。

（環境課長）お答えします。

実施については、その年度1回ということ、委託期間も1日とかではなくて、箇所数もそれぞれ多いものですから、期間を設けて委託のほうを行っていただいています。ダイオキシン類については、令和2年の10月20日から令和3年の2月26日まで、自動車騒音につきましては12月の2日から3月12日までの実施とさせていただきます。先ほどの放射性物質の関係については、調査の対象にはなっておりません。

以上です。

（諏訪）これがいつぐらいから行われて、現在まで行っているわけなのですけれども、その調査をした結果はどのように市は捉えているのか伺います。

（環境課長）お答えいたします。

まず、ダイオキシン類の調査の関係なのですが、委託の調査の結果、ダイオキシン類の調査については4か所全ての地点において環境基準を満足しているという報告が上がっております。自動車騒音の常時監視業務委託についても、調査結果については昼間、夜間とも環境基準を満たしているという報告が上がっています。

以上です。

（諏訪）では、251ページのごみ減量推進事業でございます。先ほどご説明の中では、小学校の児童などのポスターなどというふうにご聞かされたの

ですけれども、すみません、私が考えていたこの減量の推進事業というふうなイメージではないのですが、もう一度すみません。この決算の内容を見ますと印刷というような項目になっていましたので、実際に小学生の方々にポスターを描いてもらうという事業だけなのか、ちょっとそこをもう一度確認したいと思います。

（環境課長）お答えします。

こちらのごみ減量推進事業につきましては、家庭から排出されるごみを減量するため、広報紙や市ホームページ、チラシ、パンフレット、啓発グッズで啓発を行い、環境衛生連合会と連携しまして、市のイベントで啓発活動を行っていくような事業となっています。また、事業の中でごみ減量と分別をテーマにした出前講座を実施するほか、子ども向けの事業として小中学生を対象とした3Rポスターの募集と展示、また小学校の4年生全員に配布させていただいておりますリサイクルノートの作成、また親子を対象としたリサイクル施設を見学する会を実施する事業となっております。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もありまして、こちらの親子リサイクル見学会は中止とさせていただいた次第です。こちらのポスターの関係につきましては、環境省や3R活動推進フォーラムが主催しております3R促進ポスターコンクールにつきまして、市内の小中学校へ夏休みの宿題として作品を応募していただき、その中から環境衛生連合会の会長や環境経済部長のほうで3点の優秀作品を厳選しまして、その作品を表紙とした再生紙由来のリサイクルノートを作成し、市内の小学校の小学4年生に配布をさせていただいている状況となっております。

以上です。

（諏訪）鴻巣市は、ごみの量なのですけれども、排出量を1人当たり、平成28年度で450グラムを目指そうということが基本計画の中でうたわれているのですけれども、現在の家庭ごみというのは、可燃ごみで現在1人当たりどのぐらいの排出量になっているか伺いたいと思います。

（環境課長）申し訳ないのですけれども、今ここでちょっとすぐに何グラムというふうにはお答えできないのですが、昨今のコロナ禍の状況で、

ステイホームによって皆さんが家で過ごされることが多くなった関係で、ここ2年ぐらいですか、ごみの量が増えております。コロナ前に比べますと、昨年度は特に増加をしているような状況がありましたけれども、今年度に入りまして若干コロナ前にごみの排出量等が近づきつつありますので、コロナ禍のために本来は減らしていかななくてはならないのですけれども、家庭で消費されるごみの量が多くなっているものですから、コロナが収束に向かって、元の生活に戻るような状況になれば、またそういったごみ減量の取組もさらにしていけるのかなと思うのですけれども、でも本市としてはごみ減量を推進をお願いしていく啓発活動等は、今イベント等で啓発はできにくい状況ですけれども、できる手法でお願いを継続して行っていきたいというふうに考えています。

以上です。

（諏訪） ちょっと時間がないものですから、幾つかほかに出していましたが、取り消すのですが、今ので引き続きなのですが、家庭ごみが非常に増えているというのはこの1年確かにあると思いますが、事業系ごみが、これは今までのデータを見ましても、ほとんど横ばいなのです。やっぱり事業系のごみも減らさないと、今後の環境問題を解決できないと思うのですが、事業系ごみについて市はどのようなお考えがあるのか、最後にちょっと伺いたいと思います。

（環境課長） お答えします。

昨年度の量を見ますと、やはり家庭系のごみは増えているのですけれども、事業系は若干減っているような感じで見受けられる部分もありまして、やはり市民の皆さんだけにごみ減量をお願いするのではなくて、事業を行われている事業者の皆さんにもご協力をしていただかないと全体でごみ減量は難しいと考えておりますので、事業者の皆様に対しても啓発のほうを行っていきたいというふうに考えています。

以上です。

（委員長） 40分になりましたので、以上で終わりにします。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時53分）



(開議 午後3時07分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民課長より発言の訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(市民課長) 議案第83号で羽鳥委員さんからの21ページの戸籍住民基本台帳費庶務事業で備品購入費の内容ということでご質問いただいた件なのですがけれども、私のほうでこのレジの名前をセルフレジということで答弁をさせていただいたのですが、正式にはセミセルフレジを、これを市民課の窓口で2台、税務課に1台、両支所に1台ずつ、こちらを今計画をしているということで修正をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願ひします。

引き続き質疑を求めます。質疑はありませんか。

(坂本) 25ページ、商工観光課の駐車場使用料と鴻巣駅東口駐車場使用料という項目です。そして、先ほどの説明では駐車場使用料が西口の駐車場と本町3丁目駐車場、それからその下のものが第1、第2の立体駐車場ということのを伺いました。そして、当初予算額から実際の収入額については減っているのですが、これは毎回こんな感じなのでしょうか。それとも、これは理由があるか、それを教えてください。

(商工観光課長) お答えいたします。

まず、駐車場使用料のほうですけれども、こちらパーキング・こうのすを昨年年度途中で閉鎖したというところから、こちら当然収入がその分減ったというところがまず1つございます。

次に、鴻巣駅東口駐車場につきましては、やはり昨年続きましたコロナによりましてエルミこうのすテナント等が休業、時間短縮等々により、

やはり買物客の方が当然減ったというところで収入が減ったというのがございます。

もう一つは、テレワークですとか、当然お勤めされている方々も実際に通勤する方減っておりますので、月額で定期という形で利用されている方、こちらが例年よりも20名ぐらい減っているというところで収入が減ったというふうに理解しております。

以上です。

（坂本）そうしますと、先ほどのところは立体駐車場については利用者が減ったということと、あと西口駐車場と本町3丁目の駐車場って年度途中でやめたのでしたっけ、それとも年度最後までいったのでしたっけ。一応そこ確認です。

（商工観光課長）パーキング・こうのすは年度途中です。西口のほうは、あちらは3月31日まで実際に運営しておりました。

以上です。

（坂本）歳出のほうで聞こうとも思ったのですが、西口駐車場は今どうなっていますか。ちょっと前までは使っていなかったように思っていて、もしかして今新しくなっています、それとも計画あります。伺います。

（商工観光課長）お答えいたします。

西口駐車場につきましては、今現在資産管理課のほうが実際の資産の管理という形になっております。こちらにつきましては、今資産管理課のほうでも今後有効的な活用等を行うというところで全庁的に何か利用できないかということを含め、今後確認して、庁内で検討していくというふうに伺っております。

以上です。

（坂本）これは、同じように駐車場という利用は検討できないですか。意外と使っていた経験があって便利なのですからけれども、確認します。

（商工観光課長）ちょっと今申し上げたとおり、実際は資産管理課のほうで今検討しているというところですので、私のほうからはちょっと何とも答えにくいところがございます。

以上です。

(坂本) 29ページに行きまして、市民課の通知カード・個人番号カード交付事業費補助金、これはマイナンバーということによろしかったですよ。その確認です、まず。

(市民課副参事) お答えします。
マイナンバーカードに関する補助金となります。
以上です。

(坂本) マイナンバーカードの普及率が今鴻巣市どうなっているかと、多分増えているという話なので、それやっぱりマイナポイントというのはすごく有効だったのでしょうか。いわゆる5,000円もらえるというやつですよ。ちょっと確認です。

(市民課副参事) お答えします。
マイナンバーカードの交付率ですが、令和3年8月末時点で38.54%となっております。マイナポイントが影響したかというご質問なのですが、マイナポイントの申込みができるのがマイナンバーカードの申請を令和3年4月末までに申請された方が対象となります。そのため、3月中の申請者数、4月中の申請者数が大幅に増えまして、マイナポイントの影響は大きかったとなります。
以上です。

(坂本) そうすれば、続きまして31ページの社会保障・税番号制度システム整備費補助金なのですが、先ほど説明を、国外のという説明があつてちょっとよく分からなかったもので、もう一度説明していただけますか、ちょっと内容。よろしくをお願いします。

(市民課副参事) ご説明します。
マイナンバーカードは、住民票を基礎とした制度になります。住民票は、国外転出時に消除されてしまうため、現在は国外転出者の方はマイナンバーカードの利用ができなくなっています。国外転出後もマイナンバーカードの利用が可能にするために、戸籍の附票を個人認証の基盤として活用して国外転出者の方のマイナンバーカードの利用を可能にするための今回システム改修、ごめんなさい。戸籍の附票システムと住基システムの改修の費用に対する今回の補助金となります。

(坂本) それでは、ちょっと次に移らせていただきます。33ページの農政課の新規就農総合支援事業費補助金なのですけれども、新規就農ってあるのでしょうか。ちょっと確認です。

(農政課長) 新規就農についてですけれども、まずもってこの事業のご案内をさせていただきたいと思います。

この補助事業は、農業経営を開始してから経営が安定するまで最長5年間、年間で最大150万円を補助することができる補助事業となっております。歳出では26ページに記載がありまして、この補助事業は2名が活用しております。2名の取組内容になりますけれども、1名は平成28年度の後期からの就農でございまして、品目といたしましては水稲、米と露地野菜、主にジャガイモを栽培しております。補助金の交付については、今年度の前期で終了予定となっております。もう一名の方ですが、平成29年の後期の就農でございまして、主に露地での梨、果樹の栽培を行っております。それとあと多肉植物、いわゆるサボテン類、そういったものを栽培しております。補助金の交付は、令和4年度の前期で終了となる予定となっております。したがって、このお二方につきましては、令和2年度中の就農ではないというようなこととなります。

以上です。

(坂本) 今の説明でよく分かりました。ということは、2人いて、1人に対して150万円ずつこれは出したということによろしいですか。

(農政課長) このお二方それぞれ150万円の補助を受けられる要件を満たしておりましたので、昨年度、1人に対して150万円、お二方に対してそれぞれ交付したものでございます。

以上です。

(坂本) そうすると、昨年度新規で就農したわけではなく、5年間の補助があるから、それが続いているということで理解していいですか。

(農政課長) そのとおりでございまして、新規就農につきましては実は追加の情報がございまして、今年度新たに1件新規就農するよというような報告を受けております。内容といたしましては、川里地域におかれまして養豚経営を今年度中に行うというようなお話をいただいて

おります。養豚といいますと、なかなか就農というのは難しいのかなと思うのですが、過去にご両親が経営をされておりました、一時はその経営を中断、断念しておったのですが、息子さんがその後を引き継いで母親と一緒に経営を再開するというようなお話をいただいているところでございます。

以上です。

（坂本）分かりました。ありがとうございます。

では次に、また別のほうに移りまして、47ページのコウノトリの里づくり寄附金ということで、これは市民とか企業からの寄附だと思っておりますが、額の差はあるとは思いますが、何件ぐらいの方から来ているか分かりますか。

（環境課副参事）お答えします。

個人5件、事業者から4件、合計9件となっております。

以上です。

（坂本）それでは、また別のところで99ページに移ります。自治会活動支援事業ということで、ここで現在の自治会の組織率とか加入率とか補助の内容とか、どんな感じになっているか教えてください。

（自治振興課長）自治会の加入率は、令和3年4月1日現在、75.02%となっております。自治会への補助の内容は、各自治会の育成支援のため、自治会の活動に対する補助金として交付する自治会運営交付金、また自治会の環境、暮らし、安全等に関する役務の提供に対する補助金であります行政推進報償金を交付しています。また、集会所の修繕などについても補助事業を実施しております。

以上でございます。

（坂本）自治会のない地域とかもあると思うのですが、いわゆるそれが組織率なのかな、そういうのはどうなっているか分かりますか。

（自治振興課長）鴻巣市内には自治会がございますので、自治会がないという地域はございません。

（坂本）自治会がないようなところもあるやに聞いていて、そういうところのごみ集積所や「広報かがやき」の配布等の問題もあると聞いてい

ます。例えばアパートごと入っていないとか、そういうこともあるのかなというふうに思うのですけれども、そういうところの対応というのでしょうか、その辺はどうなっているか伺います。

（自治振興課長）まず、自治会に入って、基本的に市の配布物は自治会を通じて配布をさせていただいております。何らかの事情で自治会に入っていない方につきましては、市内の公民館、支所とかコミュニティセンターに広報等配架しておりますので、そこに取りに来てもらうという対応をしております。

以上でございます。

（環境課長）ごみ集積所のことに関しては環境課のほうから回答させていただきます。

ごみ集積所の設置につきましては、自治会への加入の有無にかかわらず、鴻巣市ごみ集積所等設置及び維持管理要綱によりまして、ごみ集積所に関しては5世帯以上、資源回収ステーションに関しては25世帯以上で土地の所有者の承諾があれば設置をしていただくことが可能となっております。

以上です。

（坂本）101ページで市民センター管理運営事業ということで、あとコミセンとか、あとは勤労青少年ホームもこちらのあれでしたっけ、管轄でしたっけ。いわゆる生涯学習センターとか公民館でないところでも公民館と同じような主催事業を行ったりとかしていると思うのですけれども、その辺の公民館や生涯学習センターとの連携ってどうなっているのかなという。管轄違いますよね、いわゆる市民センターと公民館、それから。私の認識が間違っていたらちょっと訂正してください。

（自治振興課長）市民センターを所管している自治振興課の立場で、コミュニティセンター、市民センターの立場でちょっとお答えいたしますと、まず令和2年4月1日から公民館、コミュニティセンターで共同の公共施設予約システムを導入いたしました。また、今回も緊急事態宣言が発出されましたので、その際は生涯学習課が所管している公民館の会議にも市民センターの職員がオブザーバーで参加して、今後の対応とい

うのを一緒に協議をしたところでございます。

以上でございます。

（坂本）例えば市民センターの主催事業とか、その辺は公民館と連携したりしているのですか。主催事業ってないですか。ちょっと確認です。

（自治振興課長）市民センターのほうは貸し館のみでございまして、主催事業というのはございません。

以上でございます。

（坂本）そうしましたらば、103ページの花のコミュニティづくり事業ということで、まず内容についてはある程度説明をしていただきました。例えば、これちょっと質問なのですけれども、吹上駅前の花とか、あとは鎌塚地域でも花壇にお花を植えたりとか実施していると思うのですけれども、それってこれでよかったか、確認です。

（商工観光課長）お答えいたします。

今ご質問のあった地区につきましては、花のコミュニティづくり事業の中の1団体であります吹上コミュニティづくりの会が実施しております。こちらにつきましては、現在90名の方が会員として登録して活動しているというふうに伺っております。

以上です。

（坂本）鎌塚地内のはどうですか。鎌塚でもちょっと花壇に植えたりしているのですけれども。

（商工観光課長）鎌塚は、鎌塚公園のほうを花植えしているというふうに伺っています。

（坂本）桜橋の近くの花壇、桜橋に至る花壇をやっていて、何かコミュニティーとか書いてあったりしたのですけれども、それはどうかなという。分かります。

（商工観光課長）すみません、そちらについてはちょっと確認できておりませんので、ちょっと確認させていただきたいと思います。

（坂本）では、その後で教えていただきたいと思います。

それで、そのような事業……

（何事か声あり）

(坂本) 答えられる。

(商工観光課長) 失礼しました。吹上コミュニティづくりの会が実際に活動しているところが桜橋、鎌塚公園等と入っております、桜橋についてはこちらのほうがやっているということでございます。

(坂本) そうすると、それは吹上駅でやっているのとまた別なのですか、同じ団体ですか。そこ確認です。

(商工観光課長) 同じ団体ということで認識しております。

(坂本) そうしましたら、こういう活動を、今後同じような内容を実施する団体とか活動を広げていくということはできるのですか。今やっている人だけに与えた権利みたいなものなのかどうか、ちょっと確認です。

(商工観光課長) 我々としましても、花のまちと昨年都市宣言している関係もございまして、花のコミュニティーというのはますます広げていきたいところは当然思っているところでございます。今後実施する団体を広げていくというところで、ホームページですとか、一応予定しているのですけれども、来月の広報で実際にそういう団体の募集について、参加について募集するというところで予定しております。

なお、自治会連合会ですか、そちらのほうとかに出向いてその辺のご案内等をすることも考えてはおるのですけれども、このコロナ禍もございまして、なかなかその辺が今実現できていないというところでございます。

以上です。

(坂本) 分かりました。

そうすれば次、111ページに移ります。交通指導員育成指導事業ということで、これ成り手の確保とかその辺はどのようになっているのか、それだけちょっと確認です。

(自治振興課長) お答えいたします。

成り手の確保についてなのですけれども、まず小学校と協議を行いまして、小学校区域内で交通安全に関する活動をしている方を探し、対象者がいた場合はその方に依頼をいたします。

次に、学校との協議で見つからない場合は、自治会などに相談を行い、

地域で交通安全活動をされている方を推薦してもらいます。

また、交通指導員を辞められる方には、後任にふさわしい方がもしあれば推薦していただき、それでもいない場合は事務局にて市の職員OBや警察官OB、地域で交通安全をしている方などに声をかけて確保しているところがございます。

以上でございます。

(坂本) そうすれば、121ページに行きまして、公共交通維持事業ということで先ほども前任者からひなちゃんタクシーと乗合タクシーのちょっと使い方とか、対象者も違うし、なかなか私もこうやって、ある意味デマンド交通というのをまちづくりの常任委員会にいるときにたまたまそこで扱って、デマンド交通はそっちだったのです。まちづくりのほうだったのがまた戻ったのですけれども、そこで研究をしたりとかした中で、タクシーに補助を加えたほうが使いやすいのだよという幾つかの視察の中で、それが手っ取り早いし、利用率が高いのだという話は伺っておりまして、そのことはちょっとあれなのですけれども、そのすみ分けというか、使い方というか、その辺が浸透していないのかなという、その辺を説明、チケットを送るとよく書いてはあるのです。読めば分かるかもしれないですけれども、その辺はどんな感じですか、今後。ちょっと教えてください。

(自治振興課長) お答えいたします。

なかなかこちらの説明不足で本当に申し訳ございません。まず、ひなちゃんタクシー、平成30年に実証運行がされて、一番最初にできたひなちゃんタクシーなのですけれども、まず対象者は市内在住の70歳以上の方、障害者手帳をお持ちの方、妊娠中の方、未就学児が登録することができます。市内にある5社のタクシーを利用する際にこの制度を利用することで、タクシーメーターの金額から一定額を差し引いた金額で利用できます。主なルールとしまして、利用制限がありまして、月に10回まで利用することができます。行ける場所は利用者本人の自宅はもちろん、自宅以外に共通乗降所があります。共通乗降所は、市内の公共施設や病院、歯科医院、薬局、接骨院、金融機関、商業施設等で約700か所ございます。

利用する際にタクシーと同じように電話をしていただいて申込みをいたします。日曜、祝日は運休となります。あと、他人とは同乗できません。介護者は同乗可能となっております。

一方、乗合タクシーにつきましては、これは市民が全て対象でございます。一般の方は1人500円、70歳以上の方や妊娠中の方、障害者手帳をお持ちの方、いわゆるひなちゃんタクシーが登録できる方については300円、小学生が200円、未就学児がゼロ円、無料となっております。主なルールといたしまして、利用回数は一切ございません。行ける場所は、ひなちゃんタクシーで行ける場所はもちろん、あと市内の美容室や理容室も行くことができます。約900か所の共通乗降所がございます。あと、ひなちゃんと違うところは、1週間前から当日の1時間前まで予約ができるということと日曜、祝日も運行しております。あと、利用されている方同士同乗することができます。

以上でございます。

(坂本) 今説明をいただきまして、またなるほどと思ったのですがけれども、また何日かたつと分からなくなってくるという、そういうことはあるのかなと。でも、乗合タクシーは市民全員が対象だというのは今ちょっと確認できました。

では、次に行きます。131ページです。戸籍住民基本台帳費庶務事業ということで、個人情報扱う最たるところだと思いますので、その取扱いにおける注意点等あったら教えてください。

(市民課副参事) お答えします。

市民課では、窓口業務として住民票の写しや戸籍謄本等の証明交付事務や住所異動の手続等を行っております。日々多くの個人情報を取り扱っているため、会計年度任用職員をはじめとして市民課の職員には定期的にセキュリティー研修を行って、個人情報についてのセキュリティー対策に対する意識の維持、向上に努めております。

以上です。

(坂本) 分かりました。

次に行きます。143ページの国民健康保険事業特別会計繰出金ということ

で、多くのお金を一般会計から国民健康保険の事業のほうに繰り出しているということではありますが、やはり将来の見込みとか増えていく傾向なのか、その辺はどんな感じでしょうか。ここ数年の話で伺います。

（国保年金課長）お答えいたします。

国民健康保険事業特別会計繰出金でございますけれども、平成30年度をピークに令和元年度、令和2年度と徐々に減少しております。今後の見込みにつきましても、こちらの繰出金につきましても法で定められた法定の繰り出し部分とそれ以外の法定外と2つに分かれておるのですが、この法定外につきましても国や県のほうからも解消を求められておりますので、本市としましても法定外の繰出金については徐々に減らしていくというふうな方向になるかと思っておりますので、今後についても減少傾向が続くというふうに考えております。

以上です。

（坂本）先ほどのところで、それが減っていく傾向だというのはどういう理由ですか。高齢化とかはどんどん進んでいると思うのですが、どんな感じなのでしょう。

（国保年金課長）先ほどもちょっとご説明をさせていただいたのですが、法で定められた法定繰り出し以外の法定外の繰り出しというものです。一般会計からの税などの歳入不足などを補足するために緊急的に繰り入れるとかという部分の法定外の繰入れというものは、赤字補填とかの解消というところも国、県からも求められておりますので、そういった法定外の繰入れについては徐々に解消していくということになりますので、そういった結果、繰出金についても合計額として見るとだんだん減っていくのかなというふうに考えております。

以上です。

（坂本）そうすると、ただ健康保険事業はどんどん増えているところへ一般会計から繰り入れないと、そっちのほうは足りなくなってしまうというふうに考えるのですけれども、その考えは間違っていますか。

（国保年金課長）国民健康保険については、被保険者も徐々に減少傾向というところもありますので、そういった部分についても被保険者が減

っていきますと、法定内の繰り出しについても減っていく傾向に将来的にはなってくるのかなというふうには考えています。

以上です。

(坂本) 後期高齢者が増えるということなのですか。ちょっとそこら辺、すみません、ちょっとトータルにもし説明していただけたら助かります。

(国保年金課長) おっしゃるとおり、後期高齢者のほうも2025年問題とかということで団塊の世代が後期高齢のほうに移行しますので、そういった部分もございますし、また社会保険のほうも被用者保険の加入条件のほうが緩和がされてきますので、そうしますと国保から社会保険のほうに加入する人等も増えてまいりますので、そういった部分でだんだん国保の被保険者というのも減っていくのかなというふうには考えております。

以上です。

(坂本) ちょっと納得感がないのだけれども、もし、では。

(市民生活部副部長) 国民健康保険については、現在埼玉県と共同運営という形でやっているのですけれども、1つには後期高齢者に対しては後期高齢者の負担金という部分が当然、現在の課税でいうと医療分と後期の支援分、そういった介護分というのがございます。その分を徴収するに当たっては、被保険者は当然減っていきますので、いわゆる県のほうに納める事業費納付金、そちらのほうでどういうふうになっていくのかというのがあります。国民健康保険は、一保険単位、保険者としての単位になりますので、委員のご指摘の繰入れという部分については法定にある部分、いわゆる軽減されたものの補填というのは当然法定繰入れという形にはなりますが、それ以外につきましては一般市税を投入するというのは本来の保険者の姿勢ではないということになりますので、その部分については今後削減していくということになります。

ご指摘の保険税が足りなくなるということなのですが、実際県から示されている標準保険税率と現在の鴻巣市の保険税率はかなりの差がありますので、今後検討していくというのが最大の課題でありまして、4年、新制度になって据え置いてありますので、令和3年度については検討さ

せていただいて、4年度から適用するののかというのを今後検討させていただくという時期に当然来ているというふうに認識しております。

以上です。

(坂本) そうすると、市の一般会計からの繰り出しが減っていても足りるということでしょうか。ちょっとそこだけ確認できればいいです。

(市民生活部副部長) 足りるということではなくて、いわゆる法定外の繰入れを入れなくても運営できるような保険税率に変えていくということになりますので、法定外のほうは先ほど答弁したように減っていくというような形になると思います。ただし、当然低所得者が増えていけば法定の繰入金というのには必要になりますので、極端に減るかと言われると、現在のところそういう状況ではないということになります。

(坂本) 分かりました。またでも後で聞こうかなと思うけれども、個別に。

国民年金制度周知啓発事業、163ページです。これは、どんなことをしているのか伺います。

(国保年金課長) こちらにつきましては、市役所のほうに来庁しました加入者ですとか相談者、年金についての相談者に制度概要のパンフレットのほうを使ってご説明をするということで、こういったパンフレットを一応作りまして、市民の方にお渡しをして制度の説明をさせていただいております。

以上です。

(坂本) 257ページの水道事業会計助成事業ということで、この内容は、一応確認です。内容を教えてください。

(危機管理課長) お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る経済情勢を踏まえ、市民生活並びに経済活動支援として公共施設を除く全水道使用者を対象に水道料金の基本料金の2か月分を免除し、水道料金減収額分と事務委託料を一般会計から水道事業会計に補助したものです。

以上です。

(坂本) 次に行きます。267ページの道の駅整備プロジェクト、整備内容
と今後の予定を概略教えてください。

(道の駅整備プロジェクト課長) それでは、お答えいたします。

道の駅は休憩機能、情報発信機能、地域連携機能を併せ持つ施設となっ
ております。本市の道の駅としましては、道路管理者であります国土交
通省、大宮国道事務所と一体型道の駅として整備を進めてまいります。
ご質問の整備内容はですが、令和2年、昨年度の9月に策定いたしました
整備計画の中で休憩機能である24時間利用可能な駐車場やトイレと情
報発信機能である休憩室、情報発信コーナーについては大宮国道事務所
が整備をいたします。また、農産物等の直売所が入る地域振興施設や駐
車場などの地域連携機能に係る施設については市のほうで整備をいたし
ます。このほか防災機能としましては、自家発電装置などを市と大宮国
道事務所がそれぞれ整備する予定となっております。具体的な各施設の
整備内容につきましては、来年度以降の今後の実施設計の中で大宮国道
事務所とともに詳細を決めてまいりたいと考えております。

もう一つの今後の予定についてですけれども、今年度としましては事業
用地の取得のほか、道の駅計画地内の造成や調整池の実実施設計を行っ
ております。おおむね整備計画の中で示しておりますスケジュールどおり
に進捗していると考えております。今後につきましては、道の駅計画地
の盛土工事や地域振興施設及び外構工事の実実施設計を進めてまいりたい
と考えております。

以上です。

(委員長) 本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

明日は午前9時から開会いたしますので、よろしく願い申し上げます。
本日はお疲れさまでした。

(散会 午後3時50分)